

銃砲を所持しておられる方へ

猟銃等の不適切な管理や取扱いが取り返しのつかない大きな事故や凶悪な事件につながります。許可を受けて猟銃等を所持している皆様は、『自分の銃で絶対に事故は起こさない』という気持ちで今一度、自己点検を行い、盗難事件や暴発事故の防止に努めていただきますようお願いいたします。

1 猟銃等の保管管理を徹底してください

猟銃等を業務その他正当な理由により使用する場合以外は、法で定める堅固な保管庫に確実に施錠を掛けて保管してください。

2 銃は、必ず分解し保管してください

分解可能な銃は、必ず分解しボルトや遊底を抜き取って保管してください。

3 銃と実包は別々に保管してください

銃と実包は、別々の場所、別々の保管庫に施錠をして保管してください。

4 銃を手にするときは、実包の有無を確認してください

暴発事故を防止するため、銃を手にする都度、銃の中に実包が入っていないかどうか確実に確認してください。

◆ 不審情報をお知らせ下さい ◆

銃砲所持者に係る不審な情報がありましたら、下記連絡先へお知らせ下さい。
また、緊急性のある場合は110番通報をお願いします。

住所 〒680-8520 鳥取市東町1丁目271

鳥取県警察本部 生活環境課（保安係） 0857-23-0110

警察総合相談電話 0857-27-9110

（警察署）

住所 〒680-0461 八頭郡八頭町郡家120番地2

郡家警察署 生活安全刑事課 電話 0858-72-0110